

**農・漁業（個人事業向け）用の
タンク・防油堤の設置及び少量危険物の届出について**

<危険物の貯蔵に関する主な注意点>

一定数量の危険物を貯蔵し取り扱う場合は、少量危険物として火災予防条例に基づき管轄消防署への届出が必要です。

危険物名	指定数量※1	届出が必要な数量	
		農・漁業用	個人の住居
ガソリン	200 リットル	40 リットル以上	100 リットル以上
軽油	1,000 リットル	200 リットル以上	500 リットル以上
灯油	1,000 リットル	200 リットル以上	500 リットル以上
重油	2,000 リットル	400 リットル以上	1,000 リットル以上

※1 指定数量とは、消防法による危険物の品名ごとに定められた数量です。

指定数量以上となる場合は、各市町村長（佐賀市、多久市、小城市、神埼市及び吉野ヶ里町にあっては、佐賀中部広域連合長）の許可が必要です。

<危険物を取り扱うタンクに関する主な注意点>



鉄板垂鉛メッキ加工の防油堤（タンク一体型）



コンクリートの防油堤

- タンクの周囲には、漏れた油が外部に流出しないよう防油堤の設置が必要です。
- タンクは鋼製とし、外面はさび止めの措置が必要です。
- タンクは転倒しないようアンカーボルト等で固定が必要です。
- タンクの周囲に1m以上の空地（タンク相互間も）が必要です。
- タンクには、見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置が必要です。

危険物の漏えい事故が発生すると、火災発生の危険があるほか、環境破壊に伴う現状復帰に莫大な費用と年数を要す場合があります。

『 皆様の大切な有明海と生活を守りましょう! 』